

飛騨コミュニティ財団設立準備会規約

(目的)

第1条 本会は飛騨コミュニティ財団設立（以下「財団」）に必要な準備作業を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、飛騨コミュニティ財団設立準備会（以下「準備会」）と称する。

(準備会の事業)

第3条 準備会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 財団のミッションと事業内容の検討と決定
- (2) 財団設立に関する諸事項の検討と決定（別表第1）
- (3) 前号に掲げるもののほか、財団設立に関し必要な事項

(構成員および組織)

第4条 準備会は財団設立のための意思決定機関であり、準備委員で構成される。本会の目的達成のための実務を準備委員が担う。

2 準備委員は、財団設立に賛同する者の中から広く公募し、準備会での承認を必要とする。

3 準備委員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(代表とその権限)

第5条 代表は準備委員での互選とし、準備会を代表し、その会務を統括する。

(構成員の任期)

第6条 準備委員の任期は、財団の設立が完了し、準備会からの移行が全て終了するまでとする。

(会議)

第7条 準備会における会議は、「設立準備会議」(以下、会議)とする。

2 会議は、代表が必要に応じて随時招集し、開催する。

3 会議を招集するときは、会議の目的事項、日時ならびに場所を示して、5日以前に書面または電磁的方法をもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。準備委員全員の同意があるときは、招集手続を経ないで準備会を開催することができる。原則月1回の会議を持つ。

4 会議は、事業の実施に関する重要事項を審議決定する。

5 代表は、必要があると認める時には、準備委員以外の者を準備会の会議に出席させ発言させることができる。

6 準備会の議事は、出席準備委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは代表の決するところによるものとする。

(会議の運営)

第8条 代表は、準備会を主宰し、会議の座長となる。

2 会議の議事については、事務局が議事録を作成する。

(所在地)

第9条 準備会の事務を処理するため、事務局を認定NPO法人まちづくりスポット（住所：岐阜県高山市天満町1丁目5-8）内に置く。

(事務局)

第10条 準備会に事務局を置く。

2 事務局は、認定NPO法人まちづくりスポットのスタッフで構成する。

3 事務局は、下記の業務を担い、実行する

(1) 説明会・研修、広報資料等の作成

(2) 会計

(3) 会議の設営、会議に関わる事務（議事録の作成等）

(4) 諸連絡、電話・郵送受付先

(設立年月日)

第11条 本会の設立年月日は、令和4年12月26日とする。

(会計)

第12条 本会の経費は、寄付及びその他の収入をもってこれにあてる。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第14条 本規約の変更には準備委員の2/3以上の賛成を必要とする。

(準備会の解散)

第15条 準備会は以下の場合解散する。

- (1) 事業の目的である財団組織の設立事務が完了したとき
- (2) 準備会にて解散が決議されたとき
- (3) 財団組織の設立に至らぬまま令和6年3月末を迎えたとき

2 前項の事由により準備会が解散するときは、準備委員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第16条 本会の解散時の残余財産は財団が設立された場合は、これに全て寄付する。

2 財団が設立されない場合は、会議において出席した準備委員の3分の2以上の同意によって、処分方法を決定する。

3 本会の残余財産は準備委員で分配しない。

(附則)

第17条 この規約は、令和4年12月26日から施行する。

別表第1（第3条関係）

コミュニティ財団設立のための諸事項

- （1）名称
- （2）法人形態・定款
- （3）役員の人選
- （4）組織体制の構築
- （5）事務局設置規程
- （6）事業計画・予算
- （7）財団法人立ち上げに関する各種手続き
- （8）研究会の運営

● 会員名簿

役職	氏名
代表	古里 圭史
会計	田邊 友也
準備委員	有巢 弘城
準備委員	溝際 清太郎
準備委員	高木 梨佐
準備委員	本間 あかり
準備委員	野中 小鈴